

諮問番号：平成30年度諮問第6号

答申番号：平成30年度答申第6号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

##### (1) 原処分1について

審査請求人（以下「請求人」という。）は、おおむね、次の点において、原処分1が違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 請求人は障害基礎年金2級を受給しており、かつ、療育手帳を保有しているにもかかわらず、障害者加算3級として算定されている。

イ 勤労収入は全額収入認定されないにもかかわらず、年金収入は全額収入認定されることに納得がいかない。

##### (2) 原処分2について

請求人は、前記(1)ア及びイに加え、次の点において、原処分2が違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 平成29年6月から、障害基礎年金の支給額が「137円」の減、老齢基礎厚生年金の支給額が「1円」の減になっているにもかかわらず、これらの減額分が適切に認定されていない。

イ 年金から介護保険料が控除されるまでの間、保護費から介護保険料を差し引かれていたことは違法であり、また、平成29年6月以降障害基礎年金から控除されている介護保険料が正しく認定されていない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分1及び原処分2は、生活保護法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準に基づいて認定しているから、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分1及び原処分2は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われており、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人の主張については、原処分1及び原処分2において、いずれも保護の基準に基づき保護費が適正に算出されており、年金の受給額の認定が不適當である等の事情は認められず、これを採用することはできない。

### 第4 調査審議の経過

平成30年5月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているから、これらの基準に従って事務が処理されることとなる。

そこで本件についてみると、請求人の前記第2の1(1)アの主張については、請求人は、自らが障害基礎年金2級を受給していることを根拠に、処分庁の書類における障害者加算に係る表記が「障害者加算（3級）」となっていることについて障害者加算の誤りを主張しているものと思われるが、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）によると、1級地である札幌市における障害者加算の額は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級」に該当する者は17,530円とされており、処分庁の書類における障害者加算に係る表記が「障害者加算（3級）」となっているのは、専ら電算処理上の理由によるものであることが認められるから、本件障害者加算額に誤りはなく、原処分1及び原処分2に違法な点はない。

次に、請求人の前記第2の1(1)イの主張については、勤労収入に対する基礎控除は生活扶助基準が非稼働世帯を基礎としていることから稼働に伴う生活需要の増加分を補填するための必要経費として認められているものであって、年金収入にはかかる生活需要の増加分を想定することができないから、制度上、格別不合理な点は認められない。

また、請求人の前記第2の1(2)アの主張についてみると、処分庁は、被保護者の生活の維持のため月を単位としておおむね各月の初日に保護費を支給しており、事務手続上、平成29年6月分の支給額の決定が同年5月24日に行われていることから、同日時点で得られている最新の情報に基づき収入を認定することに不合理な点はない。加えて、保護の基準においても収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該収入充当額の認定変更により生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされており、本件においては、障害基礎年金及び老齢厚生年金の支給額の改定に係る通知はいずれも平成29年6月1日付けで厚生労働大臣から請求人に通知されていること、処分庁が職権により障害基礎年金の改定額を確認の上収入認定を変更したのは同月16日であること及び処分庁が老齢厚生年金の改定額に係る請求人宛ての通知を確認したのは同月23日であることが認められるから、平成29年6月1日付けの改定前の年金額に基づく収入

認定により同年6月分の保護費の支給額の決定を同年5月24日に行った原処分2について、瑕疵があるとはいえない。

さらに、請求人の前記第2の1(2)イの主張については、平成29年6月分以降の介護保険料(2,750円)は、これが障害基礎年金から控除されていること及び当該控除を前提とした障害基礎年金の収入減を認定した上で保護費の算定が行われていることが認められるから、この点につき原処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、原処分は、いずれも法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められる。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおりに、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美